

公益財団法人教科書研究センター役員及び評議員の報酬等規程

平成 23 年 4 月 1 日（公益財団登記日）

平成 27 年 4 月 1 日 一部改正

（目的）

第 1 条 この規程は、公益財団法人教科書研究センター（以下「センター」という。）定款第 19 条第 3 項及び第 36 条第 3 項の規定に基づき、役員及び評議員がその職務を行うために要する費用の支払いに関する事項及び役員に対する報酬の支給に関する事項を定めることを目的とする。

（費用の支払）

第 2 条 センターは役員及び評議員がその職務を行うために要する旅費等の費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

2 前項の旅費について、直前又は直後に他の機関の用務のため、同機関から旅費が支給される場合には、旅費の調整を行うことができるものとする。

（役員及び評議員の報酬）

第 3 条 非常勤の役員及び評議員の報酬は、理事会及び評議員会に出席した場合に支給するものとし、その額は 1 万円とする。

2 理事長及び副理事長には、その勤務実態により、評議員会の決議により、報酬等を支給する。

3 理事長及び副理事長の報酬の支払いは、常勤役員の報酬の支払いの例による。

4 理事長及び副理事長には特別手当、通勤手当等及び退職慰労金は、支給しない。

（常勤役員の報酬）

第 4 条 常勤役員には、報酬を支給する。

2 常勤役員の報酬月額は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）（以下「給与法」という。）に規定する「指定職俸給表」を準用し、2 号俸（ただし、当該常務理事が年齢満 65 歳に達した場合は、その達した日の翌年度からは 1 号俸）の給与を支給する。

（報酬の支払い）

第 5 条 常勤役員の報酬の支払いは、常勤の職員の例による。

役員及び評議員の報酬等規程

(特別手当)

第6条 常勤役員には、特別手当として、給与法に定める期末特別手当に相当する額を、給与法の規定を準用して支給する。

(退職慰労金)

第7条 常勤役員には、退職慰労金を支給する。

2 前項の退職慰労金は、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）の規定を準用して支給する。

(通勤手当等)

第8条 常勤役員には、通勤手当及び地域手当を、給与法の規定を準用して支給することができる。

(報酬等の調整)

第9条 理事長は、センターの運営上止むを得ない事情があると認めた場合は、理事会の承認を得て、この規程に規定する報酬等の額を減額して支給することができる。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 削除

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。